

平成23年全員協議会報告で残された課題

○ ランク設定のあり方について

○平成 23 年 2 月 10 日目安制度のあり方に関する全員協議会報告（抄）

次回の目安制度のあり方に関する見直しの際には、今般の検討で議論が尽くされなかった点や「生活保護に係る施策との整合性にも配慮するものとする」規定が新たに加えられた最低賃金法改正法の施行をはじめとする目安制度を取り巻く近年の状況の変化等も踏まえ、ランク設定のあり方について引き続き検討することが必要である。（最低賃金決定要覧p. 179）

○ 賃金改定状況調査等参考資料のあり方について

○平成 23 年 2 月 10 日目安制度のあり方に関する全員協議会報告（抄）

次回の目安制度のあり方に関する見直しの際には、今般の検討で議論が尽くされなかった点も踏まえ、調査対象事業所の選定について引き続き検討することが必要である。（最低賃金決定要覧p. 181）

○平成 23 年 2 月 10 日目安制度のあり方に関する全員協議会報告（抄）

次回の目安制度のあり方に関する見直しの際には、今般の検討で議論が尽くされなかった点も踏まえ、地域における労働者の生計費及び賃金の水準並びに中小企業の生産性について様々な観点からの検討及び評価を行うための資料など参考資料のあり方について引き続き検討することが必要である。（最低賃金決定要覧p. 181）

○ 生活保護と最低賃金との乖離解消方法について

○平成 23 年 2 月 10 日目安制度のあり方に関する全員協議会報告（抄）

今般の検討では、具体的な乖離解消方法の見直しについて議論を尽くすまでには至らなかったことから、当面は現行の乖離解消方法を維持するとともに、解消すべき生活保護との乖離額が年々変動するという問題については、引き続き対応を検討することが適当である。（最低賃金決定要覧p. 181）

○ 次期のランク区分の見直しについて

○平成 23 年 2 月 10 日目安制度のあり方に関する全員協議会報告（抄）

次回の目安制度のあり方に関する見直しの際には、ランク区分については、平成 7 年の全員協議会報告に復して 5 年ごとに見直しを行い、平成 28 年度以後の目安の審議において新しいランク区分を用いることが適当である。（最低賃金決定要覧p. 182）